

平成 29 年 3 月 30 日

受講生のみなさまへ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

### 技能講習修了証の「本籍地」記載廃止について

日頃より当協会にて労働安全衛生法に基づく技能講習を受講いただき誠にありがとうございます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令基発0310第1号が平成29年3月10日付けで公布されました。

従来、労働安全衛生法に基づき免許試験受験の申請書、技能講習受講申込書、技能講習修了証には本籍地（都道府県名）の記載が義務づけられておりましたが、本籍地確認のための住民票等の公的書類の準備など、申請者の負担を軽減するため、画一的に本籍地の記載を求めることは不要とすることとし、免許試験受験申請書等から本籍地欄を削除する等の改正がされました。

これまで講習受講時に本籍地記載の公的書類をご準備いただく等、ご協力をいただいてまいりましたが、この法改正に伴い平成29年4月1日以降、公的書類による「本籍地（都道府県名のみ）」の確認を廃止させていただきます。

平成29年4月1日以降の技能講習修了証に記載する「氏名・生年月日」の確認につきましては、自動車運転免許証あるいはその他の証明書等をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。詳しくは当協会各事務所までお問い合わせください。

#### 1. 実施日

平成29年4月1日より

#### 2. 個人情報保護について

ご提示いただきました個人情報は、技能講習修了証発行業務にのみ利用させていただきます。

